

令和 8 年度 柴島浄水場使用済粒状活性炭 売払仕様書

本仕様書は、大阪市水道局（以下、「当局」という。）の使用済粒状活性炭（以下、「活性炭」という。）の売払に関するものである。

本売払契約に関しては、大阪市水道局契約規程、その他関係法令を遵守し、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

1 件名

令和 8 年度 柴島浄水場使用済粒状活性炭 売払

2 活性炭数量

施設	数量 (m3)
柴島浄水場	20.00

※0.8m3 詰めフレコン 25 袋の引取りを想定しており、全量を 1 口として売払を行う。

※この活性炭は、淀川を水源として柴島浄水場の粒状活性炭吸着池において、浄水処理に 5 年使用したものである。（令和 8 年 3 月末現在）

また、水源の水質については「給水量・水質情報」を参照すること。

（参照先：<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3513-2-0-0-0-0-0-0-0-0.html>）

3 活性炭保管場所

大阪市柴島浄水場 東淀川区柴島 1 - 3 - 1 4

4 代金納入期限

令和 8 年 6 月 30 日（火）

5 活性炭引取期限

令和 8 年 8 月 31 日までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

6 活性炭の引取り

- (1) 落札後、活性炭の引取りに際しては、契約金額を納入した後、局の承認を得てから指定場所からフレコン詰め活性炭を現状有姿のまま引取ること。
- (2) 引取日については、土曜及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く 9 時から 16 時までの局の指定する日とする。
- (3) 引取り搬出作業等について、当局担当者立会いのもと行い、当局担当者の指示に従

うこと。また、引取り場所および浄水場内経路については（別紙1）を参照すること。

- (4) 引取り搬出作業等に係る運搬費用及び解袋費用、その他諸費用は全て落札者の負担とする。なお、搬出車両への積み込みは、当局において別途契約業者のフォークリフトにて行う。
- (5) 引取り搬出時に使用する車両の台数・大きさについては、活性炭の運搬に必要十分な台数・大きさとすること。なお、場内の引取り場所までの経路の道幅は最も狭いところで幅4m程度である。
- (6) 運搬に際しては、荷崩れ等により活性炭の落下や飛散しないよう対策を行い、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- (7) 活性炭の引取り搬出の際は、安全に十分留意し、当局の業務を妨げないこと。
- (8) 浄水場への入門及び作業については、「浄水場の入出門手続き（申請）」、「受注者等における浄水場への入出門に関する要綱」及び「浄水場等における作業心得」を参照すること。（参照先：<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000402724.html>）
- (9) すべての引き取り完了後に、（別紙2）売払物品受領書を提出すること。

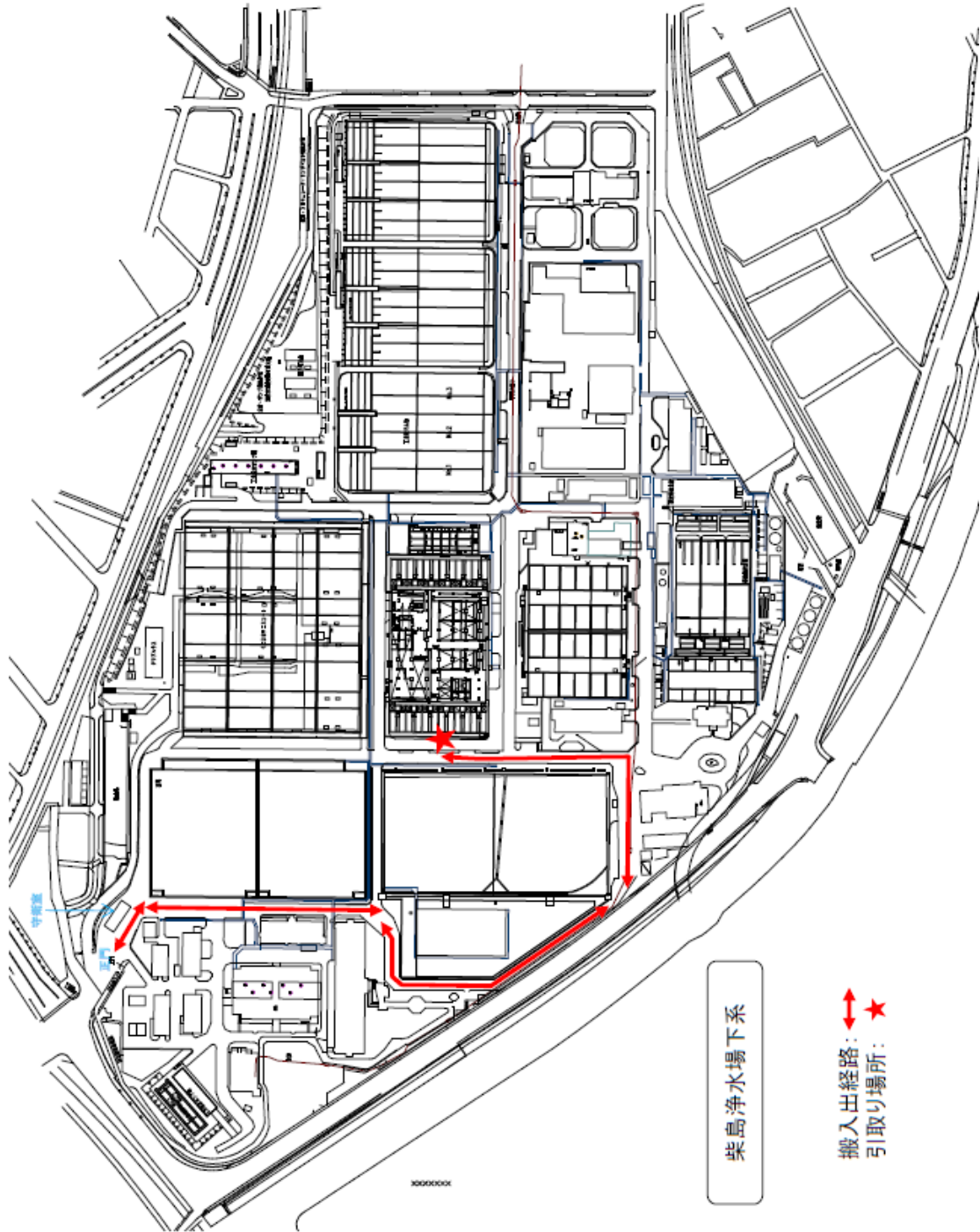
7 その他

- (1) 活性炭を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、質疑ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の質疑は、本市の解釈によるものとする。

8 問い合わせ先・担当

大阪市水道局総務部管財課 広井

TEL：06-6616-5464



(別紙2)

売払物品受領書

大阪市水道局長 様

買受人 住所
氏名

貴局と契約しました下記の売払物品につきまして、確かに引渡しを受けましたのでお届けします。

記

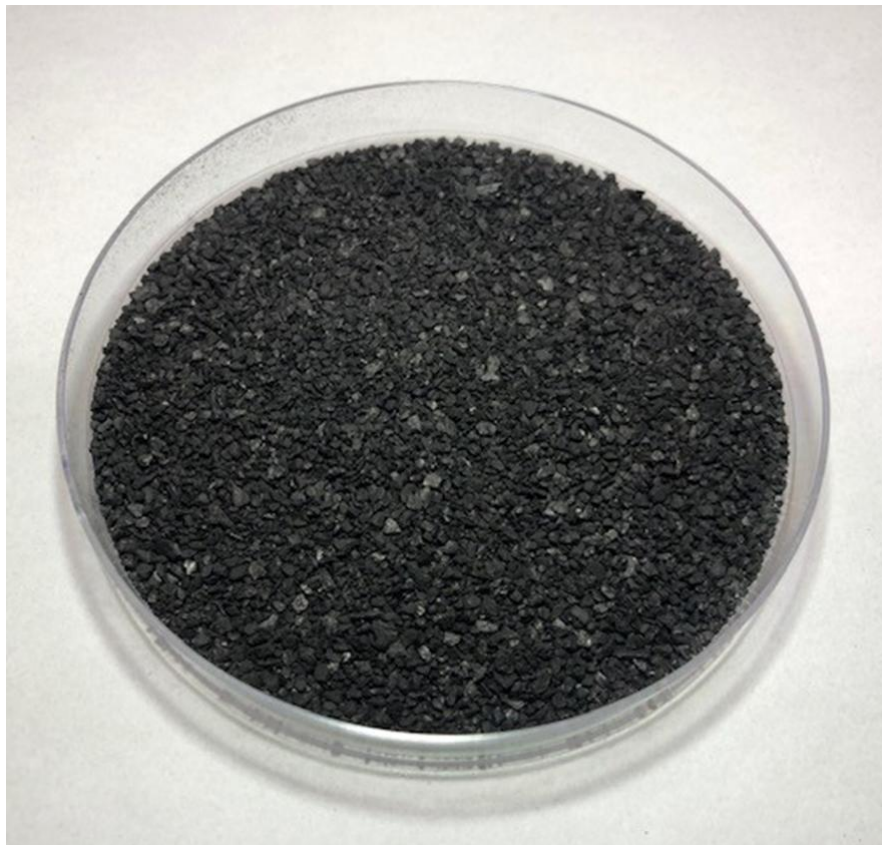
- | | | | |
|---|------|------------------|------|
| 1 | 契約番号 | 売払契約 第 | 号 |
| 2 | 物品名 | | |
| 3 | 契約日 | 令和 年 月 日 | |
| 4 | 引取期限 | 令和 年 月 日 | |
| 5 | 引渡日 | 令和 年 月 日 | |
| 6 | 契約金額 | 金 | 円 |
| | | (うち消費税及び地方消費税相当額 | 金 円) |

(参考) 売却物写真

・活性炭（フレコン詰め）



・活性炭（バラ）



公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 大阪市水道局(以下「発注者」という。)と本契約を締結した者(以下「受注者」という。)及び受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)へ報告しなければならない。

(違法又は不適正な要求の報告)

第3条 受注者は、本契約について、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(水道局総務部総務課(法務監査)連絡先:06(6616)5403)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第4条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行なう調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報にかかる事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市水道局業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市水道局のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000652236.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえ使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。